



鳥取県公報

平成 26 年 7 月 8 日 (火)
号外第 70 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (33) (税務課)	4
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (34) (業務効率推進課)	10
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (35) (青少年・家庭課)	11
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (36) (住まいまちづくり課)	16
	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (37) (警察本部警務課)	17

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方税法の一部が改正され、個人が床面積240平方メートル以下の住宅を取得後に耐震改修を実施すると不動産取得税を減額する制度が創設されたことに鑑み、床面積が240平方メートルを超える3世代住宅に対して課する不動産取得税についても、同様に減免する。

2 条例の概要

- (1) 3世代以上の親族が同居する床面積が240平方メートルを超える住宅を取得後に耐震改修を実施した場合に課する不動産取得税については、住宅の床面積が240平方メートル以下であるとしたならば、地方税法により減額されることとなる額に相当する額を減免できることとする。
- (2) (1)の不動産取得税の減免の申告及び徴収猶予について定める。
- (3) 自動車取得税及び自動車税の課税免除について定めた規定中、財団法人鳥取県交通安全協会の名称を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中学校及び高等学校の運動部活動における外部指導者を活用した指導体制のあり方を検討するため、教育委員会の附属機関として鳥取県運動部活動推進委員会を設置する。

2 条例の概要

- (1) 教育委員会の附属機関として鳥取県運動部活動推進委員会を新たに設置することとし、その委員その他必要な事項を定める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

インターネットに接続する機能を有するゲーム機やソーシャルネットワークサービスが広まり、インターネットにおいて有害情報の流通、個人情報流出、他人の中傷等の問題が生じていることに鑑み、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、保護者による青少年のインターネットの利用の管理を適切に行うよう努めることなどについて、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 保護者は、その監護する青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。
 - ア インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。
 - イ 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
 - ウ 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。
 - エ その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置
- (2) 保護者及び学校その他青少年の育成に携わる者は、青少年が適切にインターネットによる情報発信を行う能力を習得するよう努めなければならない。

- (3) インターネットに接続する機能を有するゲーム機等の販売を業とする者は、次に掲げる場合を除き、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明し、その内容を記載した説明書を交付しなければならないこととし、知事は、その違反者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ア 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約（その変更契約を含む。）の締結又はその媒介等を併せて行う場合
- イ 当該機器が専ら事業用と認められる場合
- ウ 当該機器の機能又は使用形態から青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するおそれがないと認められる場合として規則で定める場合
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成26年10月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、県営住宅に優先的に選考して入居させる者に中国残留邦人等の配偶者等を加える。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国した親族等を加える。
- (2) 入居者の選考について定めた規定中、引用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名を改める。
- (3) 施行期日は、平成26年10月1日とする。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例の改正理由

危険性が高く、給与上特別の考慮が必要な水上警戒業務に対し、特殊勤務手当を支給する。

2 条例の概要

- (1) 職員が海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務のうち人事委員会が定めるものに従事したときは、1日につき1,100円の水上警戒業務手当を支給する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免）</p> <p>第78条の2 知事は、<u>法第73条の14第1項若しくは第3項又は第73条の27の2第1項の規定の適用を受けない住宅で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が法第73条の14第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同条第1項若しくは第3項又は法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けることとなる場合には、法第73条の14第1項若しくは第3項の規定により控除するものとされる額に税率を乗じて得た額又は法第73条の27の2第1項の規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>（3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免）</p> <p>第78条の2 知事は、<u>法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）</u>で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、<u>同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。</u></p> <p>2・3 略</p>
<p>（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免）</p> <p>第78条の3 知事は、<u>法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が同条第1項又は法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けることとなる場合には、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免）</p> <p>第78条の3 知事は、<u>法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地（当該土地に係る住宅が同条第1項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることにより同条第1項又は第2項の規定の適用を受けないものに限る。）</u>で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、<u>同条第1項又は第2項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。</u></p> <p>2 略</p>

3 第1項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき第83条の2第1項の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、第106条に定めるところにより、当該土地の取得につき第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

4 略

(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第83条の2 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅又は土地の取得者から当該不動産取得税について第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する住宅の取得にあつては当該取得の日から6月以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から3年以内の期間、第3号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該住宅又は土地に係る不動産取得税額のうち第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 住宅を取得した日から6月以内に法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修（以下「耐震改修」という。）を行う場合

(2) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に住宅を新築する場合

(3) 土地を取得した日から1年以内に当該土地の

3 第1項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、第106条に定めるところにより、当該土地の取得につき第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

4 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第83条の2 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から3年以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日か

<p>上にある住宅を取得する場合</p> <p>2 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該住宅又は土地の取得の事実を申告する際、第106条の2の定めるところによって、併せてしなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第83条の3 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第78条の2第1項若しくは第78条の3第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の還付等)</p> <p>第83条の4 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定によって減免することができる額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しな</p>	<p>ら1年以内に当該土地の上にある既存の3世代住宅等(既存の3世代住宅(新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の3世代住宅で法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の要件のうち、床面積に係る要件を除くいずれかの要件に該当するものをいう。以下同じ。)及び新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該3世代住宅に係る土地について前号に該当するもの以外のものをいう。)を取得する場合</p> <p>2 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、第106条の2の定めるところによって、併せてしなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第83条の3 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について前条第1項第1号若しくは第2号に該当しないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)</p> <p>第83条の4 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第83条の2第1項第1号又は第2号に該当し第78条の3第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によって減免することができる額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しな</p>
--	---

<p>ればならない。</p> <p>(1) 住宅を取得した者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅を取得した者の住所及び氏名</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>耐震改修をする予定年月日</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(3世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)</p> <p>第105条 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同項に規定する耐震基準適合既存住宅に該当することとなる場合にはそのことを証明する書類</u></p> <p>(3) <u>当該住宅に耐震改修を行った場合には当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)</p> <p>第106条 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しな</p>	<p>ればならない。</p> <p>(1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修予定年月日</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(3世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)</p> <p>第105条 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)</p> <p>第106条 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しな</p>
--	--

ればならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

- (1) 略
- (2) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同項に規定する耐震基準適合既存住宅に該当することとなる場合にはそのことを証明する書類

(3) 略
3・4 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅又は土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅又は土地を取得した者の住所及び氏名
- (2) 土地を取得した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 住宅又は土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積並びに住宅を取得した場合はその家屋番号
- (5) 住宅の耐震改修又は新築をする場合には着工及び完成の予定年月日、住宅の取得をする場合には取得する予定年月日

(6) 略
2 略

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)・(2) 略
- (3) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(4) 略

ればならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

- (1) 略
- (2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類

(3) 略
3・4 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項第1号の3世代住宅の新築又は同項第2号の既存の3世代住宅等の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積
- (5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する予定年月日

(6) 略
2 略

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)・(2) 略
- (3) 財団法人鳥取県交通安全協会（昭和43年12月23日に財団法人鳥取県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(4) 略

<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>一般財団法人鳥取県交通安全協会</u>が所有する自動車専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの</p> <p>(10)・(11) 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>財団法人鳥取県交通安全協会</u>が所有する自動車専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの</p> <p>(10)・(11) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成26年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に鳥取県税条例第84条第1項の規定による住宅又は土地の取得の申告をした者が、新条例第106条の2第1項に規定する申告書に同項に規定する書類を添付して、知事が別に定める期日までに知事に提出したときは、新条例第83条の2第2項の規定にかかわらず、同条第1項の申告があったものとみなす。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項	鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項
鳥取県運動部活動推進委員会	中学校及び高等学校の運動部活動における外部指導者を活用した指導体制のあり方に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（安全にインターネットを利用できる環境の整備）</u></p> <p>第12条の2 保護者は、<u>その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>（1） インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。</u></p> <p><u>（2） 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。</u></p> <p><u>（3） 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア</u></p>	<p><u>（インターネット利用環境の整備）</u></p> <p>第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するために、情報の内容の全部又は一部が<u>第11条第1項各号のいずれか又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものに該当すると認める情報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。）の活用（フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条及び次条において同じ。）により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。</u></p>

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであつて規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。

ア 第11条第1項各号のいずれかに該当する情報
イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

(4) その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めるとともに、インターネットに接続されている機器のうち青少年の利用に供するものについては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 インターネットに接続する機能を有する機器を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。）に供する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 利用する者の年齢を確認できる場合 利用する者の年齢を確認するとともに、青少年の利用に供する機器については、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。

(2) 前号以外の場合 利用に供する機器について、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。

4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めな

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、その青少年の利用に供する端末設備について、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用し、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 端末設備を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。以下この項において同じ。）に供する者は、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供する者が利用する者の年齢を確認できる場合 利用する者の年齢を確認するとともに、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を青少年の利用に供すること。

(2) 前号以外の場合 フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又は多数の者の利用に供すること。

4 端末設備又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

<p>ればならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 知事は、第3項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同項第2号に掲げる場合にあつては、第1号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項報告書」という。）を提出するよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有害情報の閲覧又は視聴を防止する方法</p> <p>(3) 略</p> <p>7 略</p>	<p>5 略</p> <p>6 知事は、第3項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同項第2号に掲げる場合にあつては、第1号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項報告書」という。）を提出するよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有害情報の閲覧又は視聴防止方法</p> <p>(3) 略</p> <p>7 略</p>
<p><u>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)</u></p>	<p><u>(携帯電話インターネット接続役務の提供に係る有害情報閲覧防止措置)</u></p>
<p>第12条の3 <u>インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該機器において携帯電話インターネット接続役務（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（その変更契約を含む。以下同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を併せて行う場合</u></p> <p>(2) <u>当該機器が専ら事業のために使用されると認</u></p>	<p>第12条の3 <u>保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときに限り、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をすることができる。</u></p>

<p>められる場合</p> <p>(3) <u>当該機器の機能又は使用形態から青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するおそれがないと認められる場合として規則で定める場合</u></p> <p>2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者（インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者は、青少年が使用する携帯電話端末その他の機器において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により、インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をすることができる。</u></p> <p>4 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。</u></p> <p>5 <u>知事は、事業者が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p>	<p>2 <u>前項の申出は、同項の正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（以下「携帯電話インターネット接続事業者」という。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続媒介業者等」という。）は、第1項に規定する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>携帯電話インターネット接続事業者は、第1項の規定によりフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。</u></p> <p>5 <u>知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p> <p>(1) <u>携帯電話インターネット接続事業者が、前2</u></p>
--	--

<p>6 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。</p>	<p><u>項の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 携帯電話インターネット接続媒介業者等が、第3項の規定に違反したとき。</u></p> <p>6 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続事業者又は携帯電話インターネット接続媒介業者等（以下「携帯電話インターネット接続事業者等」という。）が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及びその親族等（同法第6条第1項に規定する当該親族等をいう。）</p> <p>(6)～(13) 略</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等</p> <p>(6)～(13) 略</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20) 水上警戒業務手当</u></p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(水上警戒業務手当)</u></p> <p>第24条 <u>水上警戒業務手当は、職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき1,100円とする。</u></p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第24条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。